

青森県報

第二千八百二十七号

平成十九年
九月三日
(月曜日)

目次

告 示

技能検定試験の施行	……………	(労政・能力 開発課)	… 一
農業振興地域の指定の一部改正	……………	(構造政策課)	… 二
保安林皆伐許容面積の限度	……………	(林政課)	… 二
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	……………	(経理課)	… 五
公 告	……………		

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表	……………	(障害福祉課)	… 五
建設業者の許可の取消し	……………	(中南地域 民局)	… 五
右 同	……………	(上北地域 民局)	… 五
右 同	……………	(同)	… 六

告 示

青森県告示第六百三十六号

平成十九年度後期技能検定試験を次のとおり施行するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示する。

平成十九年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 実施職種

1 特級

機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、機械保全、電気機器組立て、自動販売機調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造

2 一級及び二級

さく井（ロータリー式さく井工事）、機械検査（機械検査）、機械保全（機械系保全、電気系保全、設備診断）、電気機器組立て（シーケンス制御）、半導体製品製造（集積回路組立て）、自動販売機調整（自動販売機調整）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て）、農業機械整備（農業機械整備）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工）、和裁（和服製作）、帆布製品製造（帆布製品製造）、紙器・段ボール箱製造（段ボール箱製造）、石材施工（石材加工）、酒造（清酒製造）、建築大工（大工工事）、配管（建築配管）、型枠施工（型枠工事）、鉄筋施工（鉄筋組立て）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事）、防水施工（改質アスファルトシートトーチ工法防水工事）、ガラス施工（ガラス工事）、電気製図（配電盤・制御盤製図）、塗装（鋼橋塗装）

3 三級

機械検査（機械検査）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て、シーケンス制御）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工）、和裁（和服製作）、建築大工（大工工事）、配管（建築配管）

4 単一等級

製麺（機械生麺製造）、バルコニー施工（金属製バルコニー工事）

5 五輪

電工

二 実施期日

1 実技試験は、平成十九年十二月三日（月）から平成二十年二月二十四日（日）までの間において、青森県職業能力開発協会が指定する日に行う。

2 学科試験

(一) 平成二十年一月二十七日（日）に実施する職種

(1) 一級及び二級

機械検査、電気機器組立て、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工

(2) 三級

機械検査、電気機器組立て、配管

(一) 平成二十年二月三日(日)に実施する職種

(1) 特級

機械加工、放電加工、仕上げ、機械検査、電気機器組立て、自動販売機調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造

(2) 一級及び二級

さく井、自動販売機調整、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、紙器・段ボール箱製造、石材施工、酒造、コンクリート圧送施工、防水施工

(3) 三級

冷凍空気調和機器施工

(4) 単一等級

バルコニー施工

(二) 平成二十年二月十日(日)に実施する職種

(1) 一級及び二級

機械保全、半導体製品製造、和裁、帆布製品製造、建築大工、電気製図、塗装

(2) 三級

和裁、建築大工

(3) 単一等級

製麺

三 実施場所

1 実技試験は、別途青森県職業能力開発協会から通知する。

2 学科試験は、次に掲げる場所において行う。ただし、受検人員により会場数が増減される場合もある。
青森市 弘前市 十和田市

四 受検申請書の提出期限

平成十九年十月一日(月)から同月十二日(金)まで

五 その他検定に關し必要な事項

1 受検申請書の用紙及び受検案内は、青森県職業能力開発協会に配布する。

2 受検申請書の提出先

青森市大字野尻字今田四三の一

青森県職業能力開発協会

3 技能検定についての詳しいことは、青森県商工労働部労政・能力開発課(電話〇一七・七三四・九四二五)又は青森県職業能力開発協会(電話〇一七・七三八・五五六一)へ問い合わせること。

青森県告示第六百三十七号

昭和四十六年二月二十日青森県告示第三百三十九号(農業振興地域の指定)の一部を次のように改正する。

平成十九年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

7の②を次のように改める。

(2) 区域 藤崎町のうち次表に掲げる区域

大字久井名館、大字糠、大字常盤、大字徳下、大字富柳、大字福嶋、大字福館、大字水木、大字三ツ屋、大字若松、大字増館、大字郷山前及び大字古野田	全域
---	----

青森県告示第六百三十八号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成十九年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

平成十九年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在	保安林種	皆伐許容面積限度(ヘクタール)
中村川、笹内川	水源かん養保安林	一、三九八・一七
岩木川下流	"	五一九・七二

浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川、笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流
〃	〃	〃	〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一〇六・三四	四〇・六八	七・四〇	三〇五・三〇	一七五・五九	一六〇・五〇	九〇六・三三	六三九・二六	五七三・一三	一四四・八三	九六七・三一	一、二二〇・四三	八一・四三	一、〇二一・七九	六八四・一六	五四二・五一	一、〇九一・二三

上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川、蟹田川
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一一・五〇	一一・〇六	六・二〇	〇・三六	〇・三二	二二・一八	六・二〇	六・一四	〇・一八	九六・八七	九一・四〇	一・一四	七九・三二	二二・四四	一四九・四六	一五九・二八	一八・五六

青森県告示第六百三十九号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の一部を次のように改正する。

平成十九年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

十和田信用金庫下田支店	上北郡おいらせ町中下田	を
十和田信用金庫下田支店 十和田信用金庫下田支店 おいらせ町役場分庁舎出張所	上北郡おいらせ町中下田 上北郡おいらせ町上明堂	に改める。

公 告

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成十九年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る公共的施設の名称	所在地	種類	交付年月日
東横イン弘前駅前	弘前市大字駅前一丁目の一	宿泊施設	平成一九・八・三

ホテル竜飛新館	東津軽郡外ヶ浜町三厩竜浜五四の二七四、六四一〇三、九七五四の六二二、三厩宇鉄山一の一の一部	"	"
ガラタウソニアオ モリ・ウエストモ ルA・B棟	青森市三好二丁目三の一九他	物品販売 用店舗	"
ガラタウソニアオ モリ・ウエストモ ルC・D・E棟	青森市三好二丁目の一五他	"	"

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 マルサン造園
 - 二 氏名 三浦 示明
 - 三 主たる営業所の所在地 平川市李平下安原九
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般・一八）第五七四八号
 - 五 取消年月日 平成十九年八月八日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
平成十九年六月十五日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。
- このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 古館建設工業株式会社
- 二 代表者の氏名 古館 允規
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市日の出二丁目九四の三四〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一五)第九六四〇号
- 五 取消年月日 平成十九年八月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十九年七月二〇日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年九月三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社岡建設
- 二 代表者の氏名 岡山 孝
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字塔ノ沢山三二五の三
- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一四)第一三三三七号
- 五 取消年月日 平成十九年八月八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
タイル・れんが・ブロック、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十九年七月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭